

公 告

令和2年5月1日
公益社団法人静岡県畜産協会
会長 鈴木 正三

肉用子牛事業生産者積立金単価（負担金の額）について

令和2年4月1日以降の個体登録分の、肉用子牛生産者補給金制度に係る肉用子牛1頭あたりの生産者積立金の額について、令和2年4月28日付け2生畜第103号-9で農林水産省生産局長承認がされましたので、肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程第16条の3の定めにより下記により公告します。

記

< 肉用子牛1頭当たりの負担金の額 >

品種区分	期間	積立金の額	生産者負担金	
黒毛和種	3月まで	1,200 円	300 円	
	4月以降	1,600 円	400 円	改定
褐毛和種	3月まで	4,600 円	1,150 円	
	4月以降	6,000 円	1,500 円	改定
その他肉専	3月まで	12,400 円	3,100 円	
	4月以降	18,800 円	4,700 円	改定
乳用種	3月まで	6,400 円	1,600 円	
	4月以降	6,800 円	1,700 円	改定
交雑種（F1）	3月まで	2,400 円	600 円	
	4月以降	3,200 円	800 円	改定

※ 改定後の単価は、個体登録日が令和2年4月1日以降のものから適用する